

よくある質問と回答（霧島市作成）

番号	質問	回答
対象範囲等		
1	建物に附属するブロック塀等のみを建設する場合、要領の対象となるのか。	本要領は、建築確認申請等における対応を求めているため、建築確認申請が必要となる防火、準防火地域において築造する場合は対象となる。 なお、霧島市においては、防火、準防火地域の指定がないため、建築確認申請は不要であり、要領の対象とはならない。
2	指定確認検査機関に提出する建築確認申請も対象となるのか。	適用範囲として、県内の特定行政庁の建築主事及び県内を業務範囲とする指定確認検査機関の確認検査員が県内で行う建築確認等としている。 従って、指定確認検査機関に提出する建築確認申請も対象となる。
3	隣地との境界にある隣地側に築造されたブロック塀等は対象となるのか。	建築確認申請等において、申請する敷地に含まれないブロック塀等は対象とならない。
4	ブロック塀等の高さが80cm以下の場合だと要領の対象外となるが、何も対応しなくてもよいのか。	要領に基づく措置は不要であるが、建築基準法令に適合させる必要がある。 また、劣化状況や周囲の状況等から危険があると判断される場合は、改修や撤去等の対応を講ずることが望ましい。
5	土留めを兼ねたブロック塀等で、土圧を受ける組積部分が50cm未満の場合は、どのように取扱われるのか。	土圧を受ける組積部分が50cm未満の場合は、土圧を受けないブロック塀等として取扱う。
6	土留めを兼ねたブロック塀等で、土圧を受ける組積部分が2m以下の場合は、どのように取扱われるのか。	土圧を受ける組積部分が50cm以上の場合は、要領に基づく措置を行うとともに、土圧等を考慮した構造安全性の確認も必要となる。 なお、土圧を受けない組積部分が1段未満であるなど要領の対象とならないブロック塀等（コンクリートブロックによる土留め）についても、上記による対応を行うことが望ましい。
7	土留めを兼ねた既存ブロック塀等で、土圧を受ける組積部分が2mを越える場合は、どのように取扱われるのか。	土圧を受ける組積部分が2mを越える場合は、要領に基づく措置を行うとともに、「がけ」としても取扱う。

番号	質問	回答
法適合確認等		
8	建築確認申請書の配置図に塀の位置、種類並びに高さ等を明示することになるが、記載例を示して欲しい。	特に定めはないが、例えば、既設コンクリートブロック塀で、ブロックの厚さが150mm、5段積み、高さが1,000mmの場合は、塀の位置を明確にした上で、「CB塀 5段 GL+1,000(既設)」程度の記載内容を想定している。 なお、仕様を記載する代わりに、ブロック塀等の断面図（姿図）を記載することも考えられる。
9	目視で確認できない鉄筋や基礎については、どのように調査するのか。	原則として、はつり等による確認や鉄筋探査機等を用いての調査、掘削による基礎の確認など、可能な範囲で行うことを想定している。 なお、当時の図面などの資料を参考に、建築主への聞き取り結果等も踏まえ、設計者（建築主）の判断の基で、確認を行うことも考えられる。
10	既存ブロック塀等の建設時期の確認については、どのように確認すればよいのか。	建物の建築確認申請書（副本）や当時の図面などの資料を参考に判断することになる。 なお、資料等が残存しない場合は、建築主への聞き取り等により、設計者（建築主）の判断の基で、確認を行うことも考えられる。
11	法適合確認の結果、現行基準に適合していることが認められたものの、経年劣化等により、倒壊等の危険性が高いと判断される場合は、どのように対応すればよいのか。	ブロック塀等の倒壊等の危険性の確認については、一般社団法人全国建築コンクリートブロック工業会の「ブロック塀の診断カルテ」を参考とし、総合評点を目安に危険性の判断を行う。危険性が高いと判断される場合は、安全性確保のための措置（一部撤去や補強、補修等）を行う必要がある。
12	敷地の一部にブロック塀等を増設する計画があるが、既存不適格建築物であるブロック塀等に、直接接合しない計画としている。この場合でも、既存ブロック塀等も含め、現行基準に適合させる必要があるのか。	既存ブロック塀等に、直接接合して増設する場合は、既存ブロック塀等も含め、現行基準に適合させる必要がある。
2項道路後退線内に存在するブロック塀等		
13	2項道路後退線内に突出したブロック塀等は、築造時期に関らず、全て撤去する必要があるのか。	平成21年に発出された国土交通省の技術的助言「建築基準法道路関係規定運用指針」及び同解説に記載のとおり、2項道路に接する敷地における建築にあたっては、2項道路後退線内に門又は塀を含む建築物が残存している場合、法第44条に適合していないこととなる旨が明記された。 これを受けて、この指針に沿った運用を原則とし、本要領運用開始に併せて取扱うこととしたものである。 なお、既存ブロック塀等の撤去を行うことで、周囲の危険性が高くなる場合や、隣地所有者との共有のブロック塀等で、対応が困難と判断される場合は、個別に相談をお願いする。